

大田市への転入手続き



大田市へ転入される方は、転入の届出が必要です。手続きは、大田市役所環境生活部市民課、または、各支所市民生活課で行えます。



転入の窓口

- ◆ 大田市役所環境生活部市民課
〒694-8502 島根県大田市大田町大田口1111番地 TEL: 0854-83-8067
- ◆ 大田市役所温泉津支所市民生活課
〒699-2598 島根県大田市温泉津町小浜イ486番地 TEL: 0855-65-3112
- ◆ 大田市役所仁摩支所市民生活課
〒699-2301 島根県大田市仁摩町仁万562番地3 TEL: 0854-88-2113



転入届(手続き)

転入届は、大田市に転入した日から14日以内に行ってください。
届出に必要なものは、次のとおりです。

- ① 転出証明書(前住所地の市町村長が発行したもの)
- ② 届出人の印鑑
- ③ 本人確認ができるもの(運転免許証・パスポート・保険証・住民基本台帳カード・マイナンバーカードなど)
- ④ 転入される本人以外の方が来庁される場合は本人からの委任状



その他(市役所で行う手続き)

手続内容	担当窓口	転入の際に必要なもの、手続き
マイナンバーカード 住民基本台帳カード	市民課	カードの継続利用と券面記載事項変更の手続きが必要です。
印鑑登録	市民課	必要な方は、登録してください。 (登録をする印鑑、写真つき官公署発行の身分証明書が必要)
国民健康保険	市民課	社会保険等他の保険に加入していない人は、加入手続きが必要です。
乳幼児医療 子ども医療 後期高齢者医療 福祉医療	市民課	健康保険証をお持ちのうえ、交付手続きをしてください。 後期高齢者医療は「負担区分証明書」、福祉医療は「課税証明書」が必要です。
公的年金	市民課	受給者は、住所変更届が必要な場合があります。
介護保険	介護保険課	新たに加入手続きをしてください。(要介護、要支援認定者は、受給資格証明書)を提出し、認定の申請が必要)
児童手当 児童扶養手当	子ども家庭相談室	必要な方は、担当課にお尋ねのうえ、手続きをしてください。
特別児童扶養手当 障がい児福祉手当 特別障がい者手当	地域福祉課	必要な方は、手続きをしてください。
身体障がい者手帳 療育手帳 精神障がい者保健福祉手帳	地域福祉課	必要な方は、手続きをしてください。
自立支援医療受給者証 (精神通院医療、更生医療、育成医療)	地域福祉課	必要な方は、手続きをしてください。
障がい福祉サービス受給者証 障がい児通所受給者証	地域福祉課	必要な方は、手続きをしてください。
犬の登録	環境政策課	変更申請をしてください。(旧市町村の鑑札が必要)
小・中学校に在学している児童・生徒	教育委員会 総務課	転校手続きをしてください。